

◎経済産業省レクチャー（2016年9月6日、衆議院議員会館）

中国電力が「上関原子力発電所については、平成17年2月に重要電源開発地点指定を受けている。この指定は、引き続き有効であり、解除されることはないと考えてよいか」との照会に対し、今年6月17日、資源エネルギー庁電力・ガス事業部基盤整備課長名で「貴見のとおり、上関原子力発電所に係る重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない」との見解が示されている。

この見解について、以下の点について明らかにされたい。

《対応者》 資源エネルギー庁原子力立地・核燃料サイクル産業課企画官・渡邊宏和
資源エネルギー庁電力基盤整備課課長補佐・日野由香里
資源エネルギー庁原子力政策課係長・京藤雄太

- 1、重要電源開発地点の指定に関する規定（平成17年2月18日）の第四条5に示された「指定要件」について
 - ①一の「供給計画に記載されていること」の具体的要件は何か
 - ②四の「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること」の具体的要件は何か
 - ③五の「電力需給対策上重要な電源であること」の具体的要件は何か
 - ④八の「指定により立地の促進が図られると見込まれること」の具体的要件は何か。

▽具体的に言っているのは、指定要件そのもののことです。

- 2、第七条の「指定を行った重要電源開発地点が第四条第五項に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき、その指定を解除することができるものとする」との規程について

①地点指定されている発電所が、引き続き要件に適合しているか、否か、の判断は、毎年、行っているのか

▽必要に応じて、適切に行っている。具体的に行うかについても、予断を持つては答えを差し控えたい。

②要件に適合しているか、否か、の判断は、誰が、どのような規準で行うのか

▽経済産業大臣が、「規程」にもとづいて、地元の状況など個別事情も勘案して

総合的に判断することになっている。

3、上関原子力発電所について、「重要電源開発地点指定は引き続き有効であり、事情の変化がない限り、解除することは考えていない」との見解について

①「指定は引き続き有効」と判断した根拠は何か

▽本指定は平成17年2月18日に適切な手続きをもって、行われたもので、その後、事業者が有する計画、それから地元の状況に変化がありませんので、引き続き有効である、という回答をさせていただいた。

②「事情の変化」とは、どのような事を想定したものか

▽指定解除というのは、ある条件を満たすことによって自動的に行われるものではない。地元の理解、個別事情、こういったものを勘案した上で、総合的に判断し、判断されるものと考えている。ある仮定の条件をもって、予断をもって解除に関し、発言することは差し控えさせていただく。

③「解除する」のは、どのような場合なのか

④これまでに「解除」した全ての事例と、その事由を明らかにされたい

▽事例は1例のみ。中部電力の「かおり」水力発電所。これは断念。事業者からの申し出を踏まえて、指定の解除を行った。

4、「重要電源開発地点指定」がされていることは、「国のエネルギー政策に位置づけられている」ことになるのか

▽上関原発は、重要電源開発地点に指定されているけれども、国のエネルギー政策とは何を指しているのか、不明なので答えられない。重要電源開発地点に指定されているという意味では、国のエネルギー政策に位置付けられている。

5、安倍首相や経産相の「原発の新增設については、現在のところまったく想定していない」との見解について

①上関原子力発電所は「新設」のカテゴリーに入っていることは相違ないか

▽いままさに、政府と中国電力・電力事業者が注力すべきことは、安全を第一優先にして、最優先にして、真摯に再稼働に対応していくことだと考えている。現時点では政府としては、原発の新增設は想定していないという姿勢は

変わっていない。

- ②「新增設については、現在のところまったく想定していない」という一方で、上関原子力発電所について、「電源開発の計画の具体化が確実な電源」、「電力需給対策上重要な電源」という要件に「適合している」とするのは、省内不統一の見解ではないのか

▽国としてはさきほど申し上げた通り、現段階において新增設は想定していないという方針に変わりはない。なお、上関原発については、重要電源開発地点指定が引き続きなされているが、新增設には原子力規制委員会による厳格な審査、地元への理解活動、等々が必要とされており、本指定があることをもって、新增設がすすむとは考えていない。

《質疑》

- ▼吉田 四の「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること」の具体的要件とは何か？

▽これが指定要件です。

- ▼吉田 現時点で上関原発は「4要件」を満たしているという判断なのか？

▽過去に指定されました。その際の状況と変化がない、ということをもって、今回、判断したということ。

- ▼吉田 指定した時点と、現在も変化はないと判断しているのか？

▽はい

- ▼河合 改めて判断したということではないのですね。

▽山口県知事も会見で述べられているが、「事情に変化はありませんので」と。

- ▼吉田 「供給計画に記載されていること」の要件をとれば、指定時は「平成25年完成」となっていたはず。今年度は「未定」とされている。これでなぜ、「現在も変化はない」のか？

▽個別具体的に、指定の要件を満たしているのか、満たしていないのか、をもって解除することは考えていない。あくまで指定がされた時点の状況に変化がない、ということをもって、今回、解除していない。平成17年2月に指定された時と変化がない。

▼遠藤 上関原発は新設なのか、どうかを大平が国会で聞いた場合、どう答弁するのか？

▽いままでの答弁ぶりと言うと、「あくまで政府として、新增設、リプリーズは想定していない」ということのみをもって、回答させていただく。

▼遠藤 上関原発は新設の категорияに当てはまるのか、どうかを聞いたらどう答えるのか？

▽いままでの答弁ぶりと言うと、「あくまで政府として、新增設、リプリーズは想定していない」という過去の答弁を踏襲することになる。

▼河合 何が新設にあたるのか。市民目線で答えてほしい。

▽京藤 島根3号機、大間、東通、一般的に言えば、建設中といわれているもの。すでに原子炉の設置許可が当時の保安院で出ている。これらはすでに設置されているものとして、扱いますということは大臣も何度か答えている。これ以外については、新設も、増設も、リプレースも想定していない。これが新設だ、というものはそもそもない。

▽京藤 我々が既設と扱っているのは、島根3号、大間、東通の3つ。すでに設置されているものと扱っている。それ以外について、何ら想定していない。カテゴライズをしていない。

▽京藤 いま我々がエネルギー政策としてすすめているのは、既存の原発の再稼働に真摯に対応すること。これは政府も電力事業者も最優先で、安全最優先で既存の原発の再稼働に取り組んでいく、取り組んでいかねばならない。そういう状況である。これ以上のことは申し上げることはできない。

▼吉田 地点指定がされていることをもって、国のエネルギー基本計画に位置づけられているということにはならないのではないかと？

▽個別の地点についてエネルギー基本計画では当然、言及はしていない。国のエネルギー政策に位置づけられているか、というのは、山口県が言っていること。国のエネルギー政策に位置づけられているという意味は、明らかにならないう思っている。(山口県が) どういう意味合いで「国のエネルギー政策に位置づけられている」という言葉を使われているのか、わからないので、答えをしようがない。

▼吉田 先ほどは、位置づけられている、と言えば位置づけられている、という意味の説明だったが？

▽そこは山口県知事が言っているとおり、重要電源開発地点に指定はされているし、今後も解除することは考えていないという国の回答があった。それをもって、(山口県は) 国のエネルギー政策に位置づけられていると言っている。これ以上でも、これ以下でもない。

▼吉田 経産省が判断したわけではない、ということか？

▽知事が判断した、ということ。それは知事が言っていることです。われわれが「国のエネルギー政策に位置づけられている」というのであれば、どういう意味で位置づけられているのか、というのを言えるのだが、われわれが言い出したことではないので。

▼吉田 「国のエネルギー政策に位置づけられている」というのは、知事が勝手に言っているだけのことか？

▽繰り返しになるが、重要電源開発地点に指定されているという意味をもってすると、国のエネルギー政策上に位置付けられています、ということですね。

▼吉田 新增設は想定していないと言う一方で、上関原発の指定は解除されないのは全く理解できない。

▽指定された時点をもって、判断した。指定要件を満たしているのか、満たしていないのか。これで判断した。その時点から状況の変化が現時点でもない。判断した時と状況の変化がない。それで今回、解除しない、ということ。

▼吉田 平成17年当時の国のエネルギー基本計画と、現在の基本計画は原発政策については全く変わっている。なのに、状況の変化がない、と言えるのか？

▽原発を巡る状況はおっしゃる通り、変化している。ただ、上関が指定された状況は変わっていない。

▽過去、指定された時点の状況と変化があるのか、ないのか、という判断をした。ということ。

◎国土交通省レクチャー（2016年9月6日、衆議院議員会館）

山口県は8月3日、中国電力から提出された上関原発に係る公有水面埋立免許の出願事項の変更の許可申請について、申請及び本年6月までに提出された中国電力からの回答により、当初免許と変わらず、引き続き土地需要があることが具体的な根拠を示されたことなどから、出願事項の変更に必要な事由があると認め、公有水面埋立法第13条の2第1項に基づき、許可した。

これに関し、国交省の見解を明らかにされたい。

《対応者》国交省水管理・国土保全局水政課

渡邊企画官、白石調整官、小松補佐、内山係長

1、「引き続き土地需要があることの具体的な根拠」の要件は何か

▽今回、山口県知事が行った許可というのは、すでに免許したものについて、福島原発事故以来、中断していて、竣功期限が来たので、期間を延ばすという申請だった。13条の2に基づいて、伸長申請がされ、それについて県知事が許可をしたもの。それは、同条にある「正当の事由があると認むるときは」、「期間の伸長を許可することを得」が根拠となる。

▽山口県からは、中国電力と色々と質問のやりとりをして、その回答によって、「上関原発についての重要電源開発地点指定が有効である」ということなどから、「当初免許と変わらないで、引き続き、土地需要がある」ことが具体的な根拠をもって示されたことなどから、「期間の伸長に必要な事由がある」と認めて許可の判断をしたものと聞いている。

▽竣功期間の伸長許可については、事業者からの申請に対して、都道府県知事が、その期間伸長の竣功時点において、土地需要があるため継続して埋立を行う必要があるか、などを総合的に考慮して、期間延長申請に必要な事由があるか、否かについて、個別に判断をするもの。

▽従って、上関原発についての期間延長許可についても、山口県知事が具体的な状況に対し、個別に判断したものと、我々としては認識をしている。

《質疑》

▼吉田 色々、説明はあったが、「引き続き土地需要があることの具体的な根拠」についての国交省の考え方はないのか？

▽特段、定めていない。ハンドブックなどで色々、具体的な考え方は示しているが、出願事項の変更については、事業者の申請に基づき、「正当な事由があると

きは、免許権者は出願事項の変更を行うことができる」としており、理由が正当か、否か、は免許権者の判断によるとしている。今回の場合は、山口県知事が、個別に判断されたもの。

▽竣功期間の伸長については、どういう場合が、正当かという、天変地異、経済変動等の埋立権者の責にしない事由があるときは、伸長はやむを得ないが、それ以外でも正当と認められる限り、認められると、書いている。

▽何が正当な事由か、ということについても、免許権者である山口県知事が個別の状況に照らして、判断すべき事項である。

▼河合 「正当な事由がある」かどうかは、すべて許可権者の判断に委ねられているということか？

▽そうですね。許可権者が、何をもって、土地需要があるかどうかの判断は、まさに個別の状況をみて、判断すべき事項である。

▼河合 知事の判断について、住民が不当性を訴える手段はあるのか。裁判しかないのか？。また、過去に裁判などで争われた事例はあるのか。

▽住民側からすれば、司法的手段しかないだろう。過去には、当初免許の正当性を争った裁判はあるが、期間伸長の許可については、把握していない。

▼吉田 裁判以前に、行政不服審査の対象にはなる？

▽行政処分だから、対象になる。

▼吉田 免許権者が「土地需要がある」と判断すれば、何でもできることになるのか？

▽そこは、知事の裁量権になる。しかし、合理的な理由がないのに、許可すれば、裁量権の逸脱となるが、合理的な理由があれば、知事の裁量権になる。

▽港湾局が出しているマニュアルなどには、どうして埋立期間を延ばして、埋立をしなければならないのか、期間内に終わらなかったのはなぜか、などを申請書に書くように記してある。そうしたことを元に、正当な事由があるかどうかを判断していくことになる。

▼吉田 上関の場合は、確実に原子力発電所が建設できるかどうか、「土地需要がある」かどうかを判断する基準になるのではないかと。できるかどうか分からないのなら、「土地需要がある」根拠にはならないのではないかと。

▽最後は、山口県知事の権限としての判断となる。聞いているのは、知事の方で中国電力から、重要電源開発地点指定があり、今後も変わることはないという回答を得た、これを具体的な根拠として判断された、と聞いている。これは県知事の責任において、判断をされたということだと考えている。

▼大平 埋立法の整理として、免許権者である県知事が、「これは合理的な根拠がある」といえば、「正当な事由」になる、ということだろう。しかし、ここに物差しがない、ということか？

▽埋立権者の責を問えない事由によって、竣工期間の延長を余儀なくされた場合、または、それ以外についても、「正当な事由」と認められる限り、許可は可能。
▽許可みたいに、こういう要件に該当しているとしたら自動的に許可します、というものとは違い、色々な情勢、出てきた書類などを見て、様々な諸般の事情などを総合的に判断されるというもの。明確に「こうなれば免許を許可する」ということは法律上、定められていない。

▼吉田 知事は「正当な事由があるから、許可せざるを得ない」とも言っているが、そうなのか？

▽大昔の法制局の見解で、埋立許可については「正当な事由がある」と知事が判断すれば、免許は許可しなければならない、いうものがある。それは、最初に正しく免許したものを期間を延ばすというものなので、ゼロベースで見るのとは考え方が違いますよ、という考え方。

▼吉田 当初免許時については、「すべての基準に適合している場合であっても免許の拒否はあり得る」との通達は、こういったケースを想定したものなのか？

▽例えば、国際情勢とか、社会的な世論の動きとか、を踏まえて、法律要件ではないが、免許しないということはある。と解されている。

▽対象としているのは4条だが、13条2項のうち、「設計の概要の変更」は準用されており、当てはまるが、許可の伸長については通達は直接関係しないため、「正当な事由があるか、否か」で判断される。

▼吉田 中国電力は「設計概要の変更」も申請しているが、これは通達の対象となるのか？

▽聞いてはいる。そちらはそちらで、変更を認めた、と聞いている。設計変更の許可もしたと。別個の処分として。

▼吉田 これは「通達」との関係では、どうなるのか？

▽13条の2の第2項の「設計の概要の変更の許可」をしたということだが、通達の対象となるわけではない。通達は当初免許をする際の考え方。一度、許可した後に、延ばす、変更するという事とは違う。そこに自由裁量はない。これは昭和28年の法制局見解にある。

▼河合 昭和28年当時とは、まさに世界情勢も、社会的な世論も全く違っている。

▼吉田 「通達」なのだから、変えられるし、新たな通達を出すことも可能だろう

▽手続き上はできる。通常は改正という形をとる。

▼吉田 福島原発事故もあり、情勢はガラッと変わっている。新たな通達を出すなどの対応は全く検討もされていないのか？

▽現状ではしていない。いずれにしても、知事の判断であり、国が合意するとかの形になっていないので、知事の総合的判断になるので、福島原発事故のことも知事が判断するときに、それを考慮するかどうか。まさに総合的判断

▼吉田 知事が判断する際に、そういったことを考慮することは、可能か？

▽まさに知事の総合的判断であり、それをどうすべきだと国から言うことはない。国の関与はない。

▼大平 国の重要電源開発地点に指定されているから、それを根拠に知事は「合理的判断」をした。国からこれを「合理的判断」なのですね、という評価をすることすらできないのですね。

▽それは経産省の話なので、国交省から言うことではない。